# 課税済軽油の流通経路等報告書 (令和 年 月 分)

長野県 県税事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

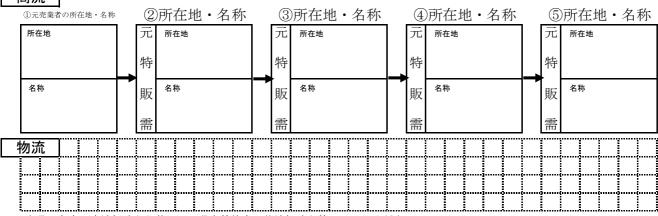
地方税法第144条の5第2号の規定による課税を免除される軽油の流通経路等について、下記のとおり報告します。

# 1 課税済軽油の引取数量

引取年月日	引取数量(リットル)	出荷場所
計		

# 2 流通経路





- ・上段四角内に商流経路を記載し、下段点線枠内に物流経路を線で示してください。
- ・別紙「記載上の留意事項」、「流通経路記載例」を参照の上、記入してください。

#### 3 課税済軽油の引渡数量

引渡数量			
	リットル		

4 上記の軽油に係る軽油引取税の特別徴収義務者等

特別徴収義務者	住所又は所在地	
付別採収義仍有	氏名又は名称	
申告先	都道府県名	
甲口兀	県税事務所等名	

※ 納入地(消費地)が長野県内であっても、流通経路によっては申告納入先が長野県以外 になる場合がありますので、御注意ください。

### 【記載上の留意事項】

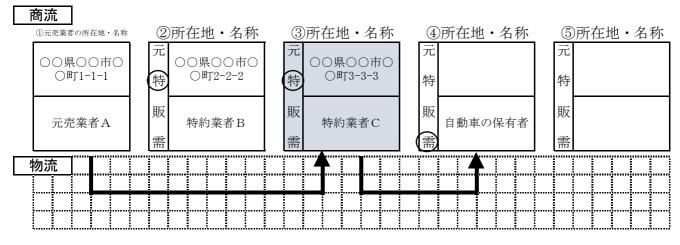
- 1 この報告書は、軽油引取税納入申告書中「法第144条の5第2号の規定によって課税を免除される軽油の数量(二)」欄に該当する軽油について作成し、当該申告書に添付して県税事務所長へ提出してください。
- 2 同月中に複数の流通経路による軽油の引取りがあった場合は、それぞれの経路ごとに報告書を作成してください。
- 3 「課税済軽油の引取数量」中、「出荷場所」欄には、軽油の積み出しが行われた製油所の名称等を記載してください。
- 4 「流通経路」中、「商流」欄には、現実の納入地に至るまでの商取引の順に、所在地及び名称(支店名、SS名等まで)を記載してください。なお、同欄中「元」とは元売業者を、「特」とは特約業者を、「販」とは石油製品販売業者を、「需」とは需要家を示していますので、該当する業者区分を○で囲んでください。
- 5 「流通経路」中、「物流」欄には、「商流」欄に記載した商流における物流経路を、別紙「流通経路 記載例」を参照の上、矢印により記載してください。
- 6 この報告書には次の書類を添付してください。
- (1) 課税済軽油の引渡しを行った者が発行する証明書の原本又は納品書・請求書等の写し
- (2) 課税済軽油に係る軽油引取税を課税庁に納入した特別徴収義務者又は納付した納税者が発行した課税済軽油であることの証明書又は納品書・請求書等の写し

# 課税済軽油の流通経路報告書 流通経路記載例

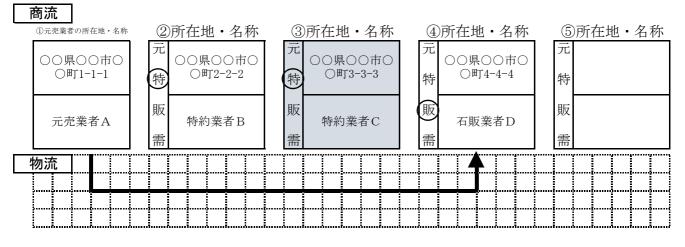
### 【用語説明】

- 持ち届け…タンクローリー等により油槽所からSS等へ軽油を納入すること。
- 庫取り…仕入れ先の油槽所へタンクローリー等で自ら軽油を引取りにいくこと。
- ※ 例1から6まで全て「③」が課税免除申請者
- 例1 商流上の経路:①→②→③→④

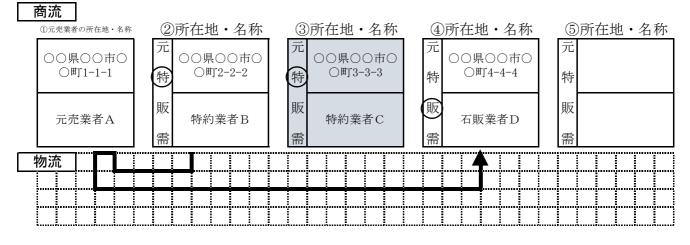
物流上の経路:①が③へ持ち届けし、③が当該軽油を自社SSにおいて自動車の保有者に払いだした。



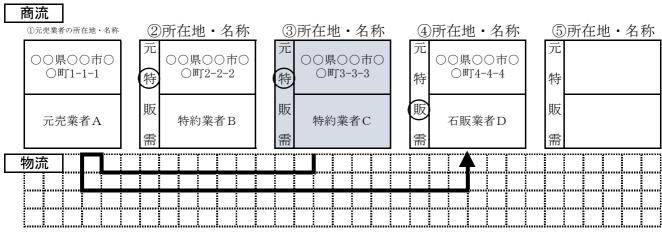
**例2** 商流上の経路:①→②→③→④ 物流上の経路:①が④へ持ち届けした。



例3 商流上の経路:①→②→③→④
物流上の経路:②が①のタンクから庫取りし、④へ納品した。

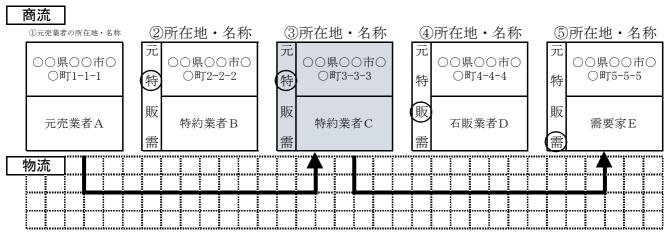


例4 商流上の経路:①→②→③→④ 物流上の経路:③が①のタンクから庫取りし、④へ納品した。



例5 商流上の経路:①→②→③→④→⑤

物流上の経路:①が③へ持ち届けし、③が当該軽油をさらに⑤へ持ち届けした。



例6 商流上の経路:①→②→③→④→⑤
物流上の経路:①が②へ持ち届けした後、④が②のタンクから庫取りして⑤へ納品した。

